

高等部校則

目的

この校則は、本校の高等部生徒全員が安全で充実した学校生活の中で勉強やスポーツ等に取り組み、教養や社会性を高めるために必要なきまりを定めることを目的とする。

1 登下校について

- (1) 欠席・遅刻・早退する場合は、原則として保護者が責任を持って、8:40までに学校に連絡する。(連絡の無い場合は無断欠席、無断遅刻、無断早退とみなすことがある。) また、登校後は無断欠課、無断外出してはならない。上記の行為を行った場合は状況に応じ指導を行う。
- (2) 生徒会活動・部活動・その他の活動がない場合は、下校時刻の16時00分までには下校すること。

2 礼儀・態度について

- (1) 本校生徒としての自覚を持ち、秩序を重んじ、礼儀を正し、品位ある態度を保つ。
- (2) 校内掲示に常に注意する。
- (3) 学校施設・備品はすべて丁寧に扱うこと。

3 授業に関すること

- (1) まじめに授業を受け、積極的に学習すること。
自分の荷物の整理ができていない場合、整理してから授業を受けること。
- (2) 学習の妨げとなる行為をしないこと。
 - 勝手に話をしたり、席を立って歩いたりしない。
 - 教員の指示に従わなかったり、相手に不快感を与える言動をしたりしない。
 - 許可なく教室を出て行かない。
これらのような授業妨害となる行動はとらないこと。
授業態度に関する問題が多い場合は指導を行う。
- (3) 時間を守り、教室の移動・準備は授業開始までにすること。
チャイム終了時に着席していない場合は、遅刻とする。
- (4) 教科書・ノート類は長期休業（夏季休業・冬季休業・春季休業）中は持ち帰ること。

4 服装・頭髪に関すること

- 制服・髪型は、進学・就職時の面接を受けるにふさわしいものとする。
 - 制服・髪型について、教員から指示があった場合はそれを受け入れる。（進路活動や・儀式行事に関する活動があるため。）
 - 制服・髪型について、特別な配慮が必要な場合は、特別許可願いを提出すること
- (1) 登下校時（夏季休業・冬季休業・春季休業・休日も含む）、学校での学習活動、学校外での学習活動では、常に学校が定める制服を着ること。

○冬服 10月1日～5月31日（冬服参考期間）

規定のブレザー・スラックス・スカート・ネクタイ
白色カッターシャツ・※シャツ・ブラウス

※シャツ・ブラウスは任意購入、色は白もしくはサックス
（必要に応じ、ベスト及びセーター、カーディガン（長さは腰ま
でのもの）着用可、色は黒か紺、グレー）

○専攻科は、スーツ着用

（スーツは黒か紺、グレーが基調のものを着用。ネクタイはキャラクター等が描かれておらず、派手すぎないものを選ぶ。）

○夏服 6月1日～9月30日（夏服参考期間）

規定のスラックス・スカート・ネクタイ
白色カッターシャツ・※ポロシャツ

※ポロシャツは任意購入、色は白もしくは紺

○専攻科は、スーツ着用

※防寒着・ベルト等も学校にふさわしいものを着用する。

(2) 制服は正しく着ること。

○ シャツはスラックス、スカートの中に入れ、正しく着用すること。

○ スカートやズボンの丈は標準的な長さで使用すること。

○ 自身の体調に応じ、進路活動や儀式行事に適した防寒着の着用を認める。ただし、進路活動や儀式行事、その他学校行事において、着脱に関して指示があった場合は、従うものとする。

(3) 体操服を教室に置く場合は、整理整頓等マナーを守ること

(4) 特異な髪型や染色・脱色・パーマ等を行わないこと。

※長期休業中・休日も同様。

(5) 次のことを禁止する。

- ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト等の装身具
- 化粧およびマニキュア等の爪や皮膚への装飾

5 学校生活に関すること

- (1) 登下校の際はお互いに挨拶の言葉をかわし、教員や来客には必ず会釈し、つとめて挨拶の言葉をかける。
- (2) 学校に不必要な物（多額の金銭・高価な物・ゲーム等の遊具・刃物等の危険物等）は持参しない。
- (3) 所持品の紛失時、または落とし物の拾得時はすぐに教員に届けること。
- (4) 生徒相互間の金銭の貸借はしない。
- (5) 職員室に入るときは必ず礼をする。また、テスト期間中の職員室への入室は禁止する。
- (6) テストにおいてカンニング等の不正行為を禁止する。
- (7) 更衣室は正しく使用すること。(使用後は私物を置かない)
- (8) 校具は必ず教員の許可を得て使用し、使用後はもとの位置に返却する。
- (9) 各種の当番は自分の務めを責任をもって必ず果たすこと。
- (10) 学校の秩序を乱す行動は慎むこと。

6 生活全般に関すること

- (1) 交通規則を守り、安全につとめる。
- (2) 公の場所では公衆道徳をよく守り、本校生徒として品位を損なうような行動はしない。
- (3) 深夜徘徊、無断外泊等をしないこと。

- (4) 法律で禁止されている行為（飲酒・喫煙・暴力行為・窃盗・恐喝・器物損壊等）はこれを固く禁止する。
- (5) 社会的自立を目標とし、アルバイトを希望する場合、アルバイト同意書（誓約書）を提出の上、保護者の責任のもと、学業に差支えがないように行うことは可能とする。
- (6) パチンコ店、パチスロ店等、法令・法規で18歳未満の入場が禁止されている場所への出入りは禁止する。
※18歳以上の生徒についても同様とする。

7 携帯電話に関すること

- (1) 携帯電話を使用する場合には、公共の場での使い方に気をつけ、マナーを守ること。（歩きスマホ、SNSを介した不適切な書き込み、写真や動画の投稿はしない）
- (2) 校内では、携帯の使用を原則禁止にする。（授業中、休業中の部活動、補講等で登校した時も含む）登校時貴重品として預けること。その際に、電源は切ること。

8 登下校に関わる自転車利用について

- (1) 自宅から最寄り駅までの区間にかぎり、自転車を利用することができる。（許可願・同意書の提出が必要）
- (2) 学校への自転車の乗り入れは禁止する。

9 自動車普通免許について

- (1) 運転免許を取得する場合、運転免許取得同意書（誓約書）を提出の上、保護者の責任のもと、学業に差支えがない範囲で取得することができる。
- (2) 運転免許取得後の運転は、保護者の責任のもと、交通法規を巡視し、安全運転をすること。尚、家族以外の18歳以

下の学生を乗せての運転は認めない。

(3) 通学・実習先への移動などに使用することは認めない。

10 届と願いについて

(1) 集会やポスターを掲示するときは、関係の教員（または児童・生徒活動部）に届け出る。

(2) 病気その他の理由で休学（復学）、転学退学する場合は、担任に相談のうえ、所定の用紙（様式）により学校長に届け出る。

(3) 忌引きの場合は担任まで届け出ること。

以下の期間は忌引きとなり、欠席扱いにはならない。

父母 7日 兄弟姉妹・祖父母 3日

伯叔父母 曾祖父母（3親等） 2日

（父母のない場合に、後見人または扶養者が死亡したときは、父母の死亡に準ずる。また、遠隔の地に行く必要があるときは、実際に要した日数を加える）

(4) 通学証明書や在学証明書などが必要なときは、所定の用紙に記入して事務室に申し出る。

11 高等部校則について

高等部校則について、策定や見直しについて、以下の流れとする。

